

# PPP／PFI推進アクションプラン

## 取組状況 (PDCA)

# PPP／PFI推進アクションプランの事業規模目標の進捗

事業類型ごとの事業規模目標等 (H25～34年度：10年間)		H25年度	H26年度	H27年度	累計 (H25～27年度)
類型Ⅰ コンセッション事業	7兆円	－円（－円）	0兆円（0億円）	5.1兆円（7億円）	5.1兆円（7億円）
類型Ⅱ 収益型事業	5兆円	0.4兆円（312億円）	0.3兆円（335億円）	0.9兆円（807億円）	1.6兆円（1,454億円）
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	4兆円	0.3兆円（1,236億円）	0.3兆円（312億円）	0.3兆円（832億円）	0.9兆円（2,380億円）
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	5兆円	0.6兆円（610億円）	0.5兆円（466億円）	0.5兆円（396億円）	1.6兆円（1,472億円）
合計	21兆円(約2.7兆円)	1.3兆円（2,158億円）	1.0兆円（1,113億円）	6.7兆円（2,042億円）	9.1兆円（5,313億円）

※H25～27年度の括弧内の数値は、歳出削減等効果（歳出削減額及び事業実施に伴う歳入増加効果）推計値。  
 なお、類型Ⅰコンセッション事業の運営権対価等は、歳入増加効果には含めていない。

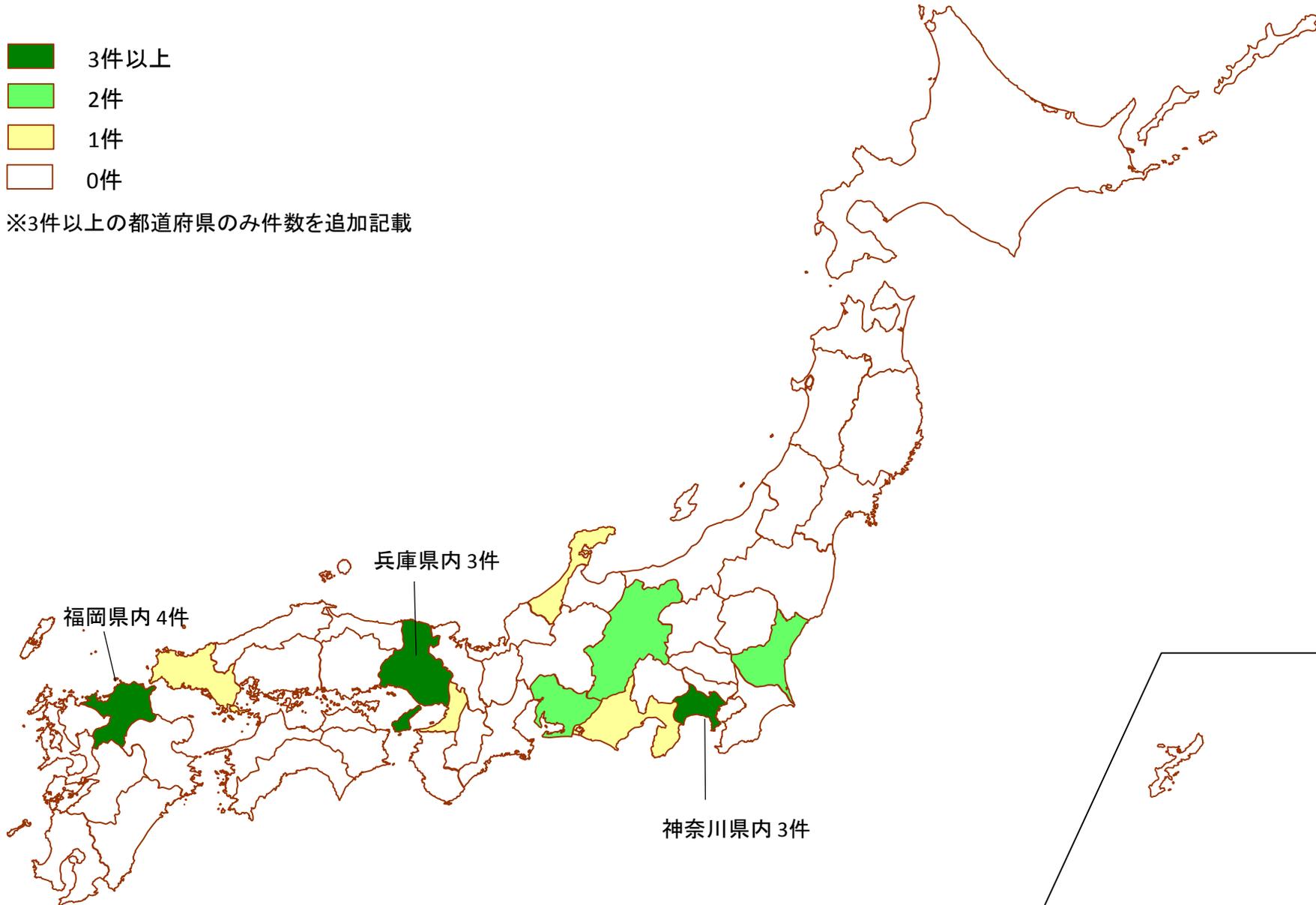
・平成27年度において、類型Ⅰは3件（関西国際空港・大阪国際空港、仙台空港、国立女性教育会館）の契約が締結され、約5.1兆円の事業規模となった。なお、関西国際空港・大阪国際空港の事業規模は約5.0兆円。

・PPP／PFI推進アクションプランでは、事業規模目標期間内（平成25～34年度）に人口20万人以上の各地方公共団体（181団体）で類型Ⅱについて1件、類型Ⅲについて2件程度の実施を目指すこととしている。平成27年度において、類型Ⅱは21件、類型Ⅲは21件の事業が実施された。

# 類型IIの平成27年度実施状況(21件)



※3件以上の都道府県のみ件数を追加記載

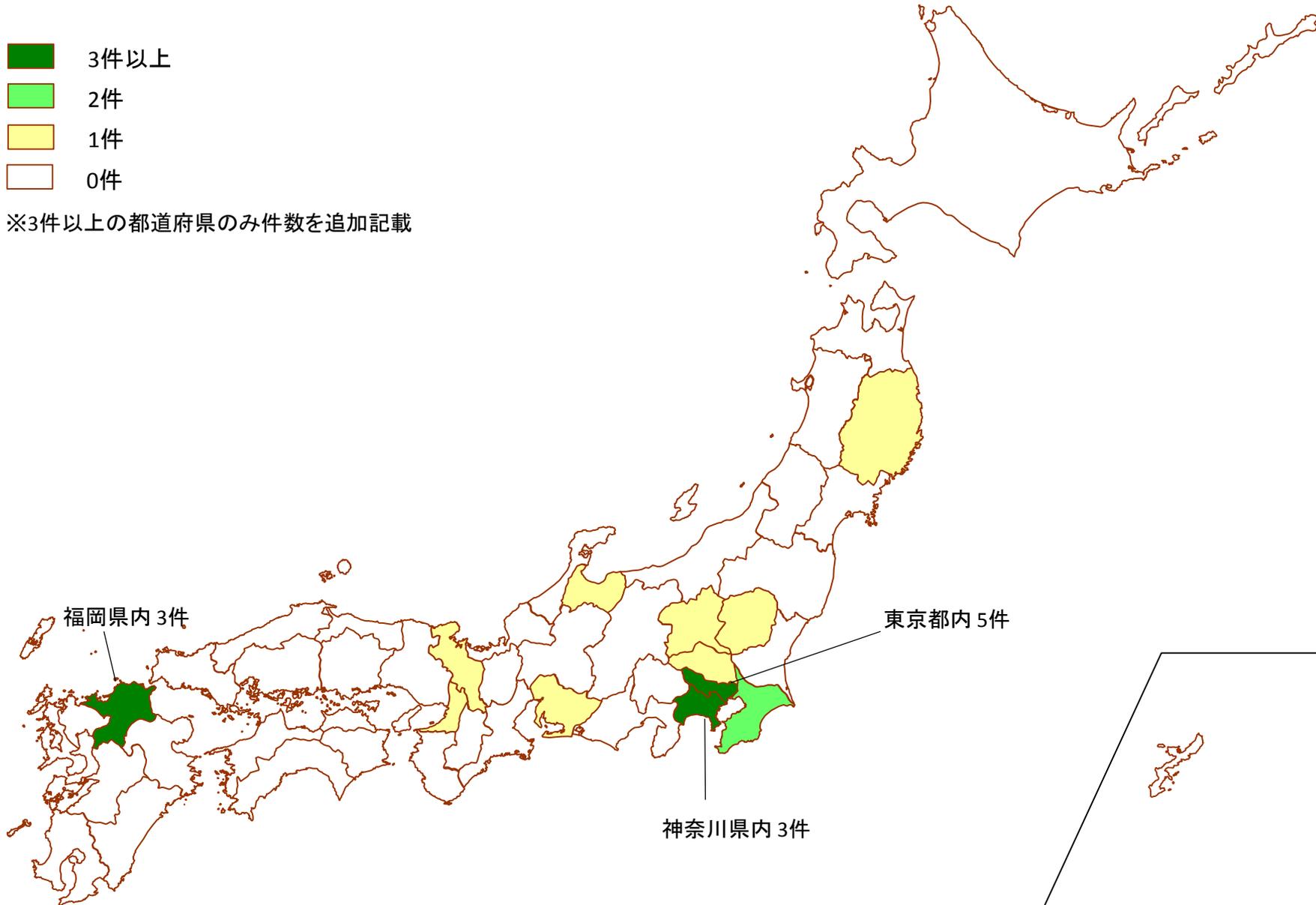


※21件のうち、1件は複数の都道府県に跨る事業であるため、上記地図に記載なし。

# 類型Ⅲの平成27年度実施状況(21件)



※3件以上の都道府県のみ件数を追加記載



※1,000㎡以上の公的不動産利活用事業であって、民間事業者の提案を活用した事業に限り件数を計上。  
(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業は件数から除く。)

# コンセッション事業等の重点分野の進捗状況(平成29年3月時点)①

2017年3月29日時点

集中強化 期間	分野 (目標)	地域等	進捗状況							当該事業 に対する 支援措置 (注3)	備考				
			導入可能性 調査 (注1)	デュー ディリジェンス (注1)	マーケットサウ ンディング (注1)	実施方針に 関する条例案 提出・公表	実施方針に 関する条例 制定	実施方針 策定	事業者公募			運営権設定・ 実施契約 締結 (注2)	事業開始		
	空港 (6件)	但馬空港											地方管理空港		
		関西・伊丹空港											○	会社管理空港	
		仙台空港											○	国管理空港	
		高松空港											○	国管理空港	
		神戸空港												地方管理空港	
		静岡空港												○	地方管理空港
		福岡空港												○	国管理空港
		北海道内複数空港												○	国管理空港: 新千歳、函館、釧路、稚内 特定地方管理空港: 旭川、帯広 地方管理空港: 苫小牧
		広島空港												○	国管理空港
		南紀白浜空港												○	地方管理空港
		秋田空港												○	地方管理空港
		青森空港												○	地方管理空港
		富山空港												○	地方管理空港
	佐賀空港												○	地方管理空港	
H26年度 ～ H28年度	水道 (6件)	大阪市	※	※	※	上程中					※		○	※大阪市100%出資の運営会社を想定し、調査・検討等を 実施	
		奈良市												○	
		二セコ町												○	
		近江八幡市												○	
		竜王町												○	
		広島県												○	
		橋本市												○	
		紀の川市												○	
		浜松市												○	
		伊豆の国市												○	
		宮城県												○	H32年度に事業開始予定
		村田町												○	
木古内町												○			
大牟田市												○			
下水道 (6件)	浜松市												○	H30.4 事業開始	
	大阪市												○	H27に「経営形態見直し基本方針」を策定し、H28.7に受け 血会社「クリアウォーターOSAKA」を設立 早ければH31年度に事業開始予定	
	奈良市												○	H30年度に事業開始予定	
	三浦市				※1	※2							○	H31年度に事業開始予定 ※1 H29.3頃公表予定 ※2 コンセッション事業の導入検討のための審議会設置に 関する条例は策定済	
	須崎市												○	H30年度に事業開始予定	
	宇部市												○	早ければH34年度に事業開始予定	
	宮城県												○	H32年度に事業開始予定	
	村田町												○		
	小松市												○		
大分市												○			
大牟田市												○			
道路 (1件)	愛知県												○		

# コンセッション事業等の重点分野の進捗状況(平成29年3月時点)②

2017年3月29日時点

集中強化期間	分野(目標)	地域等	進捗状況								当該事業に対する支援措置(注3)	備考			
			導入可能性調査(注1)	デューデリジェンス(注1)	マーケットサウンディング(注1)	実施方針に関する条例案提出・公表	実施方針に関する条例制定	実施方針策定	事業者公募	運営権設定・実施契約締結(注2)			事業開始		
H28年度 ～ H30年度	文教施設 (3件) (注4)	奈良少年刑務所													
		大阪市												○	
		横浜市												○	
		甲斐市												○	
		富士吉田市外二ヶ村 恩賜県有財産保護組合												○	
		大野市												○	
		忠岡町												○	
		京都府												○	
		京都市												○	
		和歌山市												○	
		盛岡市												○	
		二戸市												○	
		志木市												○	
		福生市												○	
		甲府市												○	
		島田市												○	
		伊豆の国市												○	
		名古屋市												○	
		春日井市												○	
		神戸町												○	
大牟田市												○			
沖縄市												○			
北中城村												○			
(注4) 集中強化期間以前に国立女性教育会館で運営権設定・実施契約が締結され、事業が開始されている。(H27年度)															
公営住宅 (6件) (注5)	神戸市												○	公的不動産利活用事業(東多聞台)	
	東京都								※				○	公的不動産利活用事業(北青山三丁目) ※PFI法上のもではない。	
	岡山市												○	公的不動産利活用事業(北長瀬みずほ住座)	
	大阪府												○	公的不動産利活用事業(吹田佐竹台5丁目)	
	埼玉県												○	公的不動産利活用事業(大宮植竹)	
	池田市												○	公的不動産利活用事業(石橋)	
	春日市												○	公的不動産利活用事業(市営3団地)	
	川崎市												○	コンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業(市営住宅)	
	泉大津市												○	公的不動産利活用事業(寿・二田)	
	京都府												○	収益型事業又は公的不動産利活用事業(向日台)	
福知山市												○	収益型事業又は公的不動産利活用事業(つじが丘・向野)		

(注5) 収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

■PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組の進捗状況(各府省庁の回答(平成29年4月7日時点))

取組 番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答 府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
1	3. 推進のための 施策	(1) 実効性のある 優先的検討の推 進	①国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、優先的検討規程を策定する。	(平成28年度末まで)	<内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等>	内閣府	6月～7月にかけて、PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の策定に向けた全国説明会を実施した。また、3月に策定状況のフォローアップを実施し、結果を公表した。フォローアップ結果では、各省各庁で6.9%、人口20万人以上の地方公共団体で6.7%の策定率となった。
						総務省	・中央合同庁舎2号館及び第2庁舎について、包括的民間委託契約による公共施設等の運営等(民間事業者に維持管理等を複数年契約又は性能発注等により一括発注する委託手法)を用いて庁舎の維持管理・運営業務を実施 ・「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、優先的検討規程の策定を検討中
						国土交通省	国土交通省直轄事業に係る優先的検討規程を現在策定し、公表済み。
2	3. 推進のための 施策	(1) 実効性のある 優先的検討の推 進	②運用の留意点、優良事例等について解説する優先的検討規程運用の手引を策定する。	(平成28年度末まで)	<内閣府>	内閣府	民間資金等活用事業推進委員会の下に優先的検討部会を設置し、運用の手引の策定に向けた調査審議等を行った。地方公共団体に対するPPP/PFI実施状況調査等において運用上の課題を抽出の上で対応方策等を議論し、手引を策定した。 また、当該手引を発出の上で、2月に全国説明会を実施し周知を図った。
3	3. 推進のための 施策	(1) 実効性のある 優先的検討の推 進	③優先的検討規程の策定及び運用を行う地方公共団体等に対する支援事業を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	28年度5件の地方公共団体に対し、優先的検討規程策定支援を実施した。また、支援を通じて得られた課題等を優先的検討規程運用の手引の策定検討に活用した。
4	3. 推進のための 施策	(1) 実効性のある 優先的検討の推 進	④地方公共団体が上下水道の重点分野の優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを策定する。	(平成28年度末まで)	<厚生労働省、国土交通省>	厚生労働省	地方公共団体が上下水道の重点分野の優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドライン(案)を作成し、地方公共団体等へ周知した(平成29年3月31日)。
						国土交通省	地方公共団体が上下水道の重点分野の優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインについて策定し、平成29年1月に公表。

取組 番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答 府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
5	3. 推進のための 施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑤下水道及び都市公園の交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの導入検討を一部要件化する。	(平成28年度末まで)	<国土交通省>	国土交通省	水管理・国土保全局：社会資本総合整備交付金での一定規模の都市における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討の要件化や汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化を来年度予算から適用する予定。  都市局：PPP/PFI手法を拡充するための都市公園法改正を今国会に提出。法施行と同時に社会資本整備総合交付金の採択にあたり、本制度の活用を含めた、PPP/PFI手法の導入検討の要件化を予定。
6	3. 推進のための 施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	①人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で地域プラットフォームを47以上形成する。	(平成30年度末まで)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	内閣府による支援として平成27年度5地域、平成28年度5地域の計10地域についてプラットフォーム形成支援を実施。
						国土交通省	H27年度12地域、H28年度9地域 計21地域
7	3. 推進のための 施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	②地方ブロック単位で形成されたブロックプラットフォームに参画する地方公共団体の数を181団体とする。	(平成30年度末まで)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	平成28年度までに191団体参画。
8	3. 推進のための 施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	③地域プラットフォームのモデル事例等を取りまとめた運用マニュアルを作成する。	(平成28年度末まで)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	運用マニュアルを作成した。
9	3. 推進のための 施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	④地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	内閣府が平成27年度に支援した5地域の既存プラットフォームに対して今年度の活動計画と支援ニーズの確認を実施。ニーズに応じて、コンサルタント及び内閣府職員が情報提供や助言等を実施した。
						国土交通省	平成28年度よりサポーター制度を試行中。

取組 番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答 府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
10	3. 推進のための 施策	(2) 地域プラット フォームを通じた案 件形成の推進	⑤地域プラットフォーム形成支援事業の対象を、民間提案等を 促進するモデル的な取組を行うものや一の地方公共団体の枠 組みを超えた取組を行うものなど、案件形成につながる継続的 な運営を前提としたものへとシフトする。	(平成28年度末まで)	<内閣府>	内閣府	内閣府の平成28年度地域プラットフォーム形成支援先は、広域化や民間提 案の実施を目指す取組を行う5地域を選定し、継続的な運営を前提とした 支援を実施した。
11	3. 推進のための 施策	(2) 地域プラット フォームを通じた案 件形成の推進	⑥地方公共団体等に対して、地域プラットフォームの形成数や 具体の案件形成数等の実施状況のフォローアップを実施し、結 果を公表する。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	内閣府、国土交通省で支援している地域に加え、平成28年10月に地方公 共団体にアンケート調査を実施し、それ以外の地域プラットフォーム形成状況 を確認した。地域プラットフォームの形成数の現況について、運用マニュアルの 公表に併せて公表する予定。
						国土交通省	支援先等は全て公表済み。
12	3. 推進のための 施策	(2) 地域プラット フォームを通じた案 件形成の推進	⑦ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体に おけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの 把握に努めるとともに情報提供、助言等を行う。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	平成28年度には全国9つのブロックにおいてコアメンバー会議が開催され、会 議の場を活用して国の施策や内閣府の取組に関する情報提供や優先的検 討規程の策定に関する意見徴収を実施した。
						国土交通省	全国9ブロックで継続的に開催している。 平成28年度については、以下のとおり新たな取組を実施。 ・首長意見交換会の開催（関東、中部、東北、四国、九州） ・コンセッション事業セミナーの開催（関東）
13	3. 推進のための 施策	(3) 民間提案の 積極的活用	①民間提案を促進するための事業者選定プロセスに関する運 用の明確化等、提案した民間事業者に対するインセンティブ付 与の在り方を検討する。	(平成28年度末まで)	<国土交通省、内閣府、 総務省>	国土交通省	「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」を平 成28年10月に公表した。
14	3. 推進のための 施策	(3) 民間提案の 積極的活用	②提案に対する地方公共団体等の応答、提案の評価方法、 検討結果の公表、提案を行う民間事業者の権利利益の確保 等を明記した民間提案活用指針を策定する。	(平成29年度末まで)	<内閣府>	内閣府	平成28年度、PFI推進委員会に事業部会を設置し、民間提案の課題等 について調査検討を行い、報告書をとりまとめた。
15	3. 推進のための 施策	(4) 情報提供 等の地方公共団体 に対する支援	①国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリ キュラムを充実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する 知識を有する職員等を育成する。	(平成28年度末まで)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	平成28年度については、定員を増員（35人→45人）したほか、平成29 年度のカリキュラムについて検討している。また、各種研修等において、他の団 体が実施している実践的研修等を紹介している。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
16	3. 推進のための施策	(4) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	② PPP/PFI 事業に関する情報を一元的に整理集約する PPP/PFI ポータルサイトを整備する。	(平成28年度末まで)	<内閣府>	内閣府	民間資金等活用事業推進室ホームページのリニューアルを行った。既存データの整理集約を行い、PPP/PFIポータル（基礎編）、PPP/PFIポータル（実務編）の整備を行った。
17	3. 推進のための施策	(4) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	③ PPP/PFI 事業に関する地方公共団体等からの照会・相談に対応する省庁横断的なワンストップ窓口・調整体制を強化する。	(平成29年度末まで)	<内閣府>	内閣府	PFIの実務を経験し、迅速に対応できる知識及び経験を有する人材を政策調査員として配置しているところ、平成28年7月に政策調査員を増員してワンストップ窓口・調整体制を強化した。
18	3. 推進のための施策	(4) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	④ PPP/PFI 事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有するコンセッション事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、PPP/PFI 事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	28年度末時点で46件の地方公共団体等へPPP/PFIの専門家の派遣を実施し、情報提供、助言等を行った。 また、平成28年度の高度専門家派遣による支援事業として大阪市の新美術館計画の支援を実施した。
19	3. 推進のための施策	(4) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑤独立採算型等の指定管理者制度の効果的な活用促進に向けて、地方公共団体が協定書及び要求水準書を作成する際の参考とするため、当該制度の先進的な取組事例及びその効果を把握し、地方公共団体等に対する情報提供を実施する。	(平成28年度から)	<総務省>	総務省	地方行政サービス改革の取組状況等に関するヒアリング（都道府県分：平成28年5～6月、市町村分：同年8～9月）を実施する中で、独立採算型等の指定管理者制度についても一部聴取の上、取組事例の把握を行った。事例の概要及びその効果について、平成28年3月にホームページで公表することにより地方公共団体等への情報提供を実施した。
20	3. 推進のための施策	(5) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	①リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げるコンセッション事業の着実な実現を図るとともに、人口20万人以上の地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・平成29年度税制改正要望において、株式会社民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る税制改正を要望し、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす資本割の課税標準の特例を5年間に限り講ずる措置が認められた。 ・平成28年度は、現時点で5案件について支援決定を実施（うち、コンセッション事業は2案件）
21	3. 推進のための施策	(5) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	②上下水道のコンセッション事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の財政収支シミュレーション等を実施し、コンセッション事業の導入に向けた検討を促進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・平成29年度税制改正要望において、株式会社民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る税制改正を要望し、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす資本割の課税標準の特例を5年間に限り講ずる措置が認められた。 ・熊本市水道管理者と震災復興にあわせて、インフラ強化のためのコンセッション検討を協議 ・宇部市上下水道局長等と、収支シミュレーションモデル、今後の推進スケジュール、職員対策等について協議 ・広島県水道コンセッションについて、海外事例の紹介等の意見交換により広島県企業局の論点整理を支援

取組番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
22	3. 推進のための施策	(5) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	③地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、地域金融機関等に対しPFI事業の実施面でのサポートを行うことにより、リスク分析手法等PFI事業実施に不可欠なプロジェクトファイナンスのノウハウを身につけた地域人材の育成を図る。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・平成29年度税制改正要望において、株式会社民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る税制改正を要望し、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の課税標準の特例を5年間に限り講ずる措置が認められた。 ・現在進行中の案件に関わる事業者や金融機関へのサポートを行うとともに、国土交通大学校等でPFIのファイナンスについて講演を実施
23	3. 推進のための施策	(5) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	④コンセッション事業を推進する地域金融機関等の関係者との協議を継続し、案件の形成と資金の供給を通じて、早期に第一号の民間インフラファンドの組成を目指す。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・地銀等2行、民間ファンド7社、証券会社1社と、機構からの出資を得た形での民間インフラファンド設立に係るファンド運営方法及び投資案件動向に係る意見交換を実施
24	3. 推進のための施策	(6) その他	①道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を推進する。	-	<国土交通省>	国土交通省	関係者間で検討を実施。
25	4. 集中取組方針	①空港	次に掲げる措置等により、平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	(平成28年度末まで)	<国土交通省>	国土交通省	関西国際空港・大阪国際空港については、平成28年4月1日より、「オリックス・ヴァンシ・エアポート コンソーシアム」が設立した「関西エアポート株式会社」による運営が開始している。同社は、運営開始以降、積極的な路線誘致やLCC専用ターミナルビルの新設、空港内の簡易宿泊施設の整備等、民間の創意工夫を活かした取組を進めているところ。また、仙台空港については、東急前田豊通グループが設立した「仙台国際空港株式会社」が、平成28年7月1日より国管理空港における第一号案件として仙台空港の空港運営事業を開始している。運営開始当初より、新たな国際線の就航や増便が実現するなど、その成果がスタートしているところ。関西国際空港・大阪国際空港、仙台空港に続き高松空港、福岡空港及び北海道内の複数空港についても運営委託へ向け手続き及び検討を進めている。
26	4. 集中取組方針	①空港	・既に選定事業者による事業実施に向けた準備が進められている仙台空港、関西国際空港・大阪国際空港は、今後の空港コンセッション事業のモデルとなるものであり、その確実な成功を期すとともに、他の国管理空港や地方管理空港への拡大を着実に進める。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	先行事例である仙台空港等に関する公募書類等をHP開示する他、コンセッション関連のセミナーに講師を派遣するなどノウハウの横展開を進めているところ。また道路、上下水道、文教施設等の分野の関係部局からの問い合わせや相談にも応じてきたところ。
27	4. 集中取組方針	①空港	・空港分野の先行案件によって得られたコンセッション事業のノウハウを横展開する方法を検討し、実施する。	(平成28年度末まで)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	昨年7月より滑走路やターミナルビル等の資産調査(デュレリジェンス)を開始しており、平成32年度からの運営委託の開始に向けて、地域の関係者の意見を聞きながら手続きを進めている。
28	4. 集中取組方針	①空港	・北海道等における複数空港の一体運営を推進する。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	仙台国際空港(株)からの規制緩和と要望を踏まえ、携帯品免税制度の見直しについて、平成29年度税制改正要望において要望した結果、昨年12月にとりまとめられた与党税制改正大綱において盛り込まれたところ。
29	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッション事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	

取組 番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答 府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
30	4. 集中取組方針	②水道	次に掲げる措置等により、平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	(平成28年度末まで)	<厚生労働省>	厚生労働省	宮城県、浜松市等の5自治体が資産評価（デューデリジェンス）に着手する等のコンセッション事業の具体化に取り組んでおり、その他9自治体において、コンセッション方式を含む官民連携の活用に向けた検討が行われている。
31	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業者ごとに給水人口の減少や維持更新費の増加等の実情を反映した中長期的な水道料金の見込みを公表すること等により、水道事業に関する課題が地域において共有されるよう、国において積極的に関与する。	(平成28年度から)	<厚生労働省>	厚生労働省	水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見直しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする等の水道の基盤を強化するための水道法の一部を改正する法律案が平成29年3月7日に閣議決定され、同日に国会へ提出した。
32	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることを国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。	(平成28年度から)	<厚生労働省>	厚生労働省	官民連携協議会などでコンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、コンセッション事業の活用を促進した。引き続き、関係者と連携のうえ、最新の状況を把握しつつ、官民連携協議会や地域懇談会等において情報提供を行い、コンセッション事業の活用を推進していく。
33	4. 集中取組方針	②水道	・水道等の生活関連分野へのコンセッション事業活用に対する住民不安を解消し、理解を得るために、パンフレット作成、全国各地で開催する地域懇談会やホームページを活用した啓発活動等を実施する。	(平成28年度末まで)	<厚生労働省>	厚生労働省	厚生労働省主催の「新水道ビジョン推進のための地域懇談会」を5回開催し、官民連携による取組事例を紹介する等の啓発活動等を実施した。会議資料はホームページに掲載し、広く啓発活動等を実施した。
34	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業における標準的な契約書及び要求水準書のひな形の作成及び周知を実施する。	(平成28年度末まで)	<厚生労働省>	厚生労働省	現行制度による契約書及び要求水準書のひな形（案）を検討した。今国会に、水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みの導入を含む水道法の一部を改正する法律案を提出しており、法案が成立した場合には、新たな制度を反映した契約書及び要求水準書のひな形について検討し、公表することとしたい。
35	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業の具体的な案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。	(平成28年度末まで)	<厚生労働省>	厚生労働省	平成28年度中に19の水道事業体に対してトップセールスを実施した。

取組 番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答 府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
36	4. 集中取組方針	②水道	・コンセッション事業の積極的な活用にとつてのディスインセンティブとなる制度上の課題を最大限無くす仕組みの導入を検討する。	(平成28年度から)	<厚生労働省、内閣府、総務省>	厚生労働省	コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合に生じ得る事業期間後期に向けて費用が通増する課題については、運用により対応できることを確認し、そのことについて、水道事業者など関係者へ周知（平成29年1月12日）した。 水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みの導入を含む水道法の一部を改正する法律案を平成29年3月7日に閣議決定し、同日に国会へ提出した。
37	4. 集中取組方針	②水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	(平成28年度から)	<厚生労働省>	厚生労働省	四半期ごとにフォローアップを行った。
38	4. 集中取組方針	③下水道	次に掲げる措置等により、平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	(平成28年度末まで)	<国土交通省>	国土交通省	下水道分野において、浜松市・大阪市・奈良市・三浦市が具体的にコンセッション事業の導入を検討しており、須崎市・宇部市が2016年12月より具体的に検討を始めたところ。
39	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道管理者ごとに処理人口の減少や維持更新費の増加等を反映した中長期的な下水道料金の見込みを公表すること等により、下水道事業に関する課題が地域において共有されるよう、国において積極的に関与する。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	下水道管理者毎に維持管理費や下水道使用料の見込み含む事業計画の策定を平成27年11月に通知したところ。平成28年12月末までの事業計画の策定率は29%である。
40	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、下水道事業の長期的な健全性を確保することにとつて有効な方策であることを国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	主管課長会議や隔月の頻度で開催している「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」などで情報共有を行うと共に、トップセールス等を通じて地方公共団体にコンセッション事業の活用を促進している。
41	4. 集中取組方針	③下水道	・全てを料金収入で賄うのではなく、一定の公費負担を前提とする下水道事業に地方公共団体がコンセッション事業を円滑に導入できるよう分かりやすい導入モデル等を示すなどの支援等を講じる。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	地方公共団体がコンセッション事業を円滑に導入できるように、浜松市のスキーム等について「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や一般向けの説明会等において事例紹介や情報共有を実施。また、先行している浜松市、大阪市、奈良市、三浦市などの支援を行う。
42	4. 集中取組方針	③下水道	・先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる浜松市及び大阪市に対し、技術的な助言を実施する。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	浜松市や大阪市に対して技術的な支援を継続。浜松市の事業における税務上の論点については国税庁と合意し、浜松市側に回答済。浜松市の料金収受に関する事項や大阪市のスキームや移行スケジュールなど両自治体と密に連携を取り、支援している。

取組 番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答 府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
43	4. 集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を引き続き開催し、先行事例の横展開と案件形成を図る。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	平成28年度は計6回開催。コンセッションを含む多様なPPP/PFIに関心のある地方公共団体は適宜受入れを行っており、参画自治体は増加。オブザーバーとして民間資金等活用事業推進機構も参画し、幅広い意見交換を行っている。
44	4. 集中取組方針	③下水道	・モデル都市の下水道事業におけるPPP/PFI事業の導入に向けた検討・調査を支援する。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	平成28年度はモデル都市のPPP/PFI事業の導入に向けた案件形成に関する支援を実施。
45	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道事業の具体的な案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。	(平成28年度末まで)	<国土交通省>	国土交通省	平成28年度は28都市のトップセールスを実施。平成29年度も更なる自治体へのトップセールスを実施予定。
46	4. 集中取組方針	③下水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	アクションプラン記載の各種取組について、四半期毎にフォローアップを行った。
47	4. 集中取組方針	④道路	次に掲げる措置等により、平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に1件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	(平成28年度末まで)	<国土交通省>	国土交通省	民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする特例措置を内容とする国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)が平成27年7月15日に成立。同年8月3日に施行。 その後、愛知県において、事業の実現に向けてPFI法に基づく手続を開始し、平成28年6月に優先交渉権者を選定し、10月に民間事業者による運営開始。
48	4. 集中取組方針	④道路	・既に事業者の選定等の手続が進められている愛知県道路公社の公社管理有料道路コンセッション事業に対し、引き続き必要な協力を実施する。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	
49	4. 集中取組方針	④道路	・愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、情報提供を始めとした横展開を図る。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	愛知県道路公社の先行事例について、地域プラットフォーム等において情報提供を実施。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
50	4. 集中取組方針	⑤文教施設	次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	(平成30年度末まで)	<文部科学省>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省において、有識者検討会（「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」）を設置し、8月末に「文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度の可能性と導入に関する論点整理（中間まとめ）」を取りまとめ、平成29年3月末に最終報告を取りまとめた。</li> <li>・地域プラットフォーム等を活用して地方公共団体に本検討会の検討内容を周知。</li> <li>・また具体的な案件形成が進むよう、平成29年度から、先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施すると共に、実務的な手引き（解説書）を策定予定。（平成29年度予算（新規））</li> </ul>
51	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）について、コンセッション事業を活用し、利用者の満足度の向上を図るとともに収益性を高める取組を推進する。	(平成28年度から)	<文部科学省>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省において、有識者検討会（「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」）を設置し、最終報告（平成29年3月）を取りまとめ、満足度向上や収益性を高める具体的な工夫についても想定される取組や先導的な検討事例を紹介した。</li> <li>・また具体的な案件において満足度や収益性を高める取組が実施されるよう、平成29年度から、先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施予定。（平成29年度予算（新規））</li> </ul>
52	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設の具体的な案件形成を行うため、地方公共団体等への働きかけを実施する。	(平成28年度から)	<文部科学省>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域プラットフォーム、地方公共団体向けの説明会、事務連絡等を活用して地方公共団体に文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会の検討内容や他省庁の予算事業について周知。</li> <li>・また、内閣府予算事業に採択されている自治体にも個別にヒアリング等を実施。</li> </ul>
53	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設へのコンセッション事業の活用の在り方について検討会を設置して検討する。	(平成28年度末まで)	<文部科学省>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省において、有識者検討会（「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」）を設置し、8月末に「文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度の可能性と導入に関する論点整理（中間まとめ）」を取りまとめ、最終報告（平成29年3月）を取りまとめた。</li> </ul>
54	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・当該検討を踏まえ、具体的な案件形成に向けた支援を地方公共団体に実施する。	(平成29年度から)	<文部科学省>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度から、先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施予定。（平成29年度予算（新規））</li> </ul>
55	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・都市部の文教施設における案件形成においては、周辺の他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組を進める。	(平成28年度から)	<文部科学省、内閣府>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省において、有識者検討会（「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」）を設置し最終報告（平成29年3月）を取りまとめ、複合的運営の可能性や先導的な検討事例を整理した。</li> <li>・また具体的な案件において、複合的運営の検討が進むよう、平成29年度から、先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施予定。（平成29年度予算（新規））</li> </ul>

取組 番号	PPP/PFI推進アクションプランに掲げる具体的取組					回答 府省庁	平成28年度末までの取組
	章	節	内容	期限	担当府省庁		
56	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化を目標とする。	(平成30年度末まで)	<国土交通省>	国土交通省	○予算措置等の内容については下記のとおり ・地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業（基本構想検討に対する支援）を実施 ・社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI当の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化 ・地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」についても補助対象化  上記取組等により、平成30年度までに6件の案件形成の目標に向けて、現時点で6件の事業契約が見込まれており着実に進捗中
57	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・公営住宅の建替・集約化に際して、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要である。	-	<国土交通省>	国土交通省	
58	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・このため、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により、公的負担の抑制を図る。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	
59	4. 集中取組方針	⑦その他	・地方公共団体等が行うデューデリジェンス等のコンセッション事業の準備事業に要する負担に対する支援を実施する。	(平成28年度から)	<厚生労働省、国土交通省>	厚生労働省	内閣府が所管しているコンセッション事業の導入の前提となるデューデリジェンス（資産評価）等の検討に係る費用に対する財政支援制度について「水道分野における官民連携推進協議会」において周知し、同制度の活用を後押しした。
						国土交通省	先導的官民連携支援事業により、コンセッション事業の検討の支援を実施（8件、うちデューデリジェンス3件）。 下水道事業については、平成28年度はコンセッション事業を含むPPP/PFIの導入を検討している三浦市、宇部市、小松市の案件形成に関する準備事業の支援を実施。
60	4. 集中取組方針	⑦その他	・民間事業者との対話を通じてコンセッション事業の活用拡大を図るための課題を把握・整理し、その成果を本アクションプランに反映させる。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・日本経済再生総合事務局が民間企業等にアンケートを実施（平成28年9月回収）。 ・福田内閣府大臣補佐官、日本経済再生総合事務局及びPFI推進室にて、詳細な内容についてヒアリングを実施した。